

改正法施行後の酒類販売管理研修「標識」と「受講証」について

酒税法及び酒類業組合法の一部を改正する法律が、いよいよ平成 29 年 6 月 1 日施行されます。

改正法施行後、酒類小売業者は、販売場の見やすい場所に販売管理者の氏名及び研修最終受講日など財務省令で定める事項を掲示した標識の掲示をしなければなりません。

【酒類業組合法第 86 条の 9 第 9 項】

酒類小売事業者は、財務省令で定めるところにより、その販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日その他の財務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

標識は、酒類小売業者が国税庁ホームページにアクセスする等して、自ら財務省令で定める事項を記載した標識を作成、掲示する必要がありますが、今後、改正法施行に向け、組合員から各組合に、標識掲示への対応について「組合で何とかして欲しい」といった問合せや御要望が寄せられる機会が増えることが想定されます。

中央会では、これら想定される御要望にお応えする組合員サービスへの対応として、酒類販売管理研修の「受講証」と「標識」を一体化して簡単に作成し、出力することが出来る仕組みを構築しています。

【中央会がお勧めする仕組みをご利用頂く場合の事務作業イメージ】

標識の作成は必ずしも研修実施団体が行わなければならないものではありませんが、掲示が義務付けられた標識の発行は、組合員さんは基より酒類販売管理研修受講者の多くのニーズに合致するものだと思います。受講者のニーズに応える事は、増加する研修受講者からの選択機会を増やすことに繋がるものと思います。

所 属 番 号	酒類小売業者の 氏名または名称	販売場の名称 （郵便番号、住所）	所在地 （県、市、町、丁目、番地）	氏名 （姓、名、姓、名）	生 年 月 日	受 講 日	受 講 証 番 号
例		①	②	③			④
1							
2							
3							

名簿入力
だけで自動
生成されま
す。

酒類販売場の名称 （伊 前 産 地）	①
酒類販売管理者の 氏 名	②
酒類販売管理研修 最 終 受 講 日	③
受 講 証 番 号	④
酒 類 販 売 業 者 名	⑤

※受講者名簿を作成すると「標識」「受講証」及び「行政への提出名簿」が自動生成されるので事務作業を増やしません!!

しかも、全国小売酒販青年協議会が作成する4か国語対応のお酒コーナーパネルと組み合わせることで、一か所に纏めて掲示する事が出来るので販売場を掲示物だらけにすることなくスッキリと表示することが可能です。

中央会では、この一体型「標識」「受講証」に求められる見栄えと耐久性を兼ね揃えた専用用紙を御用意することにしましたので御案内致します。

一体型「標識」「受講証」専用用紙注文書

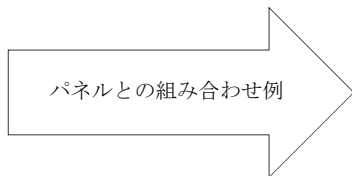
改正法施行後、販売場の見やすい場所に販売管理者の氏名及び研修最終受講日など、財務省令で定める事項を記載した標識の掲示が義務化されます。今後組合員さんから、標識掲示への対応を求める御要望が高まることが予想されます。標識は、酒類小売事業者が国税庁ホームページにアクセスする等して自ら作成、掲示するものですが、掲示が義務付けられた「標識」の発行は組合員さんのもとより、研修を受講する多くの方のニーズに応えるものだと思います。

中央会では国税庁・局に提出する受講者名簿を作成すると、同時に標識と受講証とを一体化して作成、出力出来るエクセルファイルを構築しています。中央会の仕組みをご利用頂くに際して、見栄え・耐久性などの面から最も適した用紙として、一体型「標識」「受講証」専用用紙を御用意致しました。

本用紙は専用用紙ですので、各研修実施団体に於いて適合した用紙をお探しになる手間も省くことが出来ます。同じく中央会が準備を進めている標識単体の出力にも最適の用紙となっておりますので、既に研修を受けられている方へ標識を配布する際にもお使い頂くことが出来ます。

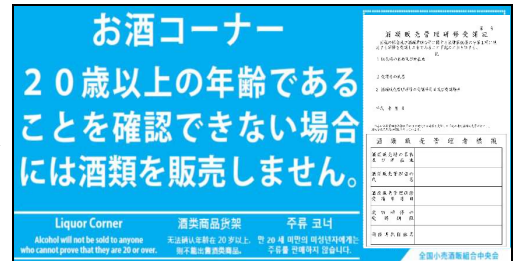
【専用用紙への「受講証」「標識」印刷例】

<p style="text-align: center;">酒類販売管理研修受講証</p> <p style="text-align: center;">酒税の徴収及び酒類販売管理に関する法律第80条の9第1項に規定する研修を受講した者であることを下記のとおり証する。</p> <p style="text-align: center;">1 販売場の名称及び所在地</p> <p style="text-align: center;">2 受講者の氏名</p> <p style="text-align: center;">3 酒類販売管理研修の受講年月日及び受講場所</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">※この受講証は酒類小売事業者のみに限り使用が認められ、受講した事実を証明するものではありません。</p>											
<p style="text-align: center;">酒類販売管理者標識</p> <table border="1"> <tr> <td>酒類販売場の名称及び所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酒類販売管理者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酒類販売管理研修受講年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>次回研修の受講期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修実施団体名</td> <td></td> </tr> </table>		酒類販売場の名称及び所在地		酒類販売管理者の氏名		酒類販売管理研修受講年月日		次回研修の受講期限		研修実施団体名	
酒類販売場の名称及び所在地											
酒類販売管理者の氏名											
酒類販売管理研修受講年月日											
次回研修の受講期限											
研修実施団体名											



【一体型「標識」「受講証」仕様】

- 用紙は汎用型 B5 サイズなので、通常プリンターから出力できます。
- 素材は耐久性と見栄えを兼ねた上質紙、白色、用紙中央に『酒』マークが透かしで入ります。
- 4か国語お酒コーナーパネルに対応していますので、店内を掲示物だらけにすることなく法定表示をスッキリと表示することが出来ます。



組 合 名 _____

ご担当者 _____

電 話 番 号 _____

発送先住所 〒 _____

一体型専用用紙@15円 × 枚 = 円

※御注文は150枚以上から1枚単位で発送します。※4月17日以降順次発送予定です。

ご注文方法

1. 注文用紙に記入の上、050-3730-6775へFAXしてください。
2. お手元に到着後1週間以内に下記口座へご入金ください(振込手数料につきましては御負担下さい)。
《振込先》ジャパンネット銀行 すずめ支店 普通 5770239 全国小売酒販組合中央会 賦課金口
お問い合わせ先：03-3714-0172 (全国小売酒販組合中央会)